

第 4 章

解散・合併

目 次

1	解散・合併の手続き	4-1
	(1) 申請・届出等（解散関係）	4-1
	(2) 申請・届出等（合併関係）	4-2
2	解散と清算	4-3
	(1) 解散	4-3
	(2) 解散・清算の流れ	4-5
	(3) 解散届出	4-6
	(4) 解散認定申請	4-7
3	清算	4-8
	(1) 清算法人	4-8
	(2) 清算人	4-8
	(3) 清算人の職務	4-8
	(4) 法人の消滅	4-9
	(5) 清算人就任届出	4-10
	(6) 残余財産譲渡認証申請	4-11
	(7) 清算終了届出	4-12
4	合併	4-13
	(1) 合併の流れ	4-13
	(2) 合併認証申請	4-14
	(3) 合併登記完了届出	4-17

法・・・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例・・・鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鹿児島県条例第40号）

規則・・・鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年鹿児島県規則第72号）

登記令・・・組合等登記令（昭和39年政令第29号）

第4章 解散・合併

1 解散・合併の手続き

次のような事由が生じた場合には、県または権限移譲市町への申請、届出等が必要です。なお、申請については、県または権限移譲市町の認証(解散については認定)を受けることが必要です。

(1) 申請・届出等(解散関係)

申請・届出事由	様式	添付書類	
解散届出 (P4-6参照)	次の事由により解散した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の決議 ・ 定款で定めた解散事由の発生 ・ 社員の欠亡 ・ 破産手続開始の決定 	解散届出書 (規第11条 第7号様式)	○ 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
解散認定申請 (P4-7参照)	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合	解散認定申請書 (規第10条 第6号様式)	○ 事業の成功の不能の事由を証する書面
清算人就任届出 (P4-10参照)	清算中に清算人が就任した場合(清算人の交代、清算人の追加等)	清算人就任届出書 (規第12条 第8号様式)	○ 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
残余財産譲渡 認定申請 (P4-11参照)	残余財産を譲渡する場合 (定款に残余財産の帰属先の規定がない場合に限る。)	残余財産譲渡認定申請書 (規第13条 第9号様式)	なし
清算終了届出 (P4-12参照)	清算が終了した場合	清算終了届出書 (規第14条 第10号様式)	○ 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(2) 申請・届出等（合併関係）

申請・届出事由		様式	添付書類
合併認証申請 (P4-15参照)	他の特定非営利活動法人と 合併する場合	合併認証申請書 (規第15条 第11号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ○合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（1部） ○定款（2部） ○役員名簿（2部） ○各役員の時任承諾書及び誓約の謄本（1部） ○各役員の時所又は居所を証する書面（住民票など）（1部） ○社員名簿（10人以上記載）（1部） ○確認書（1部） ○合併趣旨書（2部） ○合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） ○合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）
合併登記完了届出 (P4-17参照)	合併に関する登記をした場合	合併登記完了届出書 (規第16条 第11号様式の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○合併登記をしたことを証する登記事項証明書（1部） ○登記事項証明書の写し（1部） ○合併の時の財産目録（2部）

2 解散と清算

法人が消滅するためには、活動の停止を示す「解散」という手続きと、財産の整理をする「清算」という手続きが必要です。つまり、解散は、法人に関する法律関係と残余財産を整理する段階に入ることをいい、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなるわけではありません。

法人の消滅は、残余財産を引き継ぎ、「清算終了の登記」を行い、所轄庁にその旨を届け出ることによって完了します。

※ 清算中のNPO法人は、裁判所の監督の下で清算を行います。

(1) 解散

NPO法人は、次の事由によって解散します（法第31条第1項各号）。

① 社員総会の決議

NPO法人の総社員の4分の3以上の承諾が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、それによります。

② 定款で定めた解散事由の発生

NPO法人は、定款に定めることにより、法に規定する事由以外に解散の事由を定めることができます。

③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁へ解散認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、単に法人が「不能である」と考えるだけではなく、当該事業に関する様々な状況を判断して、実質的に成功の見込みが全くなくなっているという客観的な事実を証する書面の添付が必要です。

④ 社員の欠亡

社員がまったくいなくなった場合をいいます。

⑤ 合併

NPO法人は他のNPO法人と合併することができます。合併により消滅することになるNPO法人は解散します。合併には新たなNPO法人を設立する方法と一方のNPO法人が他のNPO法人を吸収する方法があります。

⑥ 破産手続開始の決定

法人が債務を完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で破産手続開始の決定をします（法第31条の3）。

⑦ 法第43条に規定する設立認証の取消し

所轄庁は、法第42条の改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときや3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき等は、NPO法人の認証を取り消すことができます。

NPO法人が解散する場合、以下の手続きが必要です。

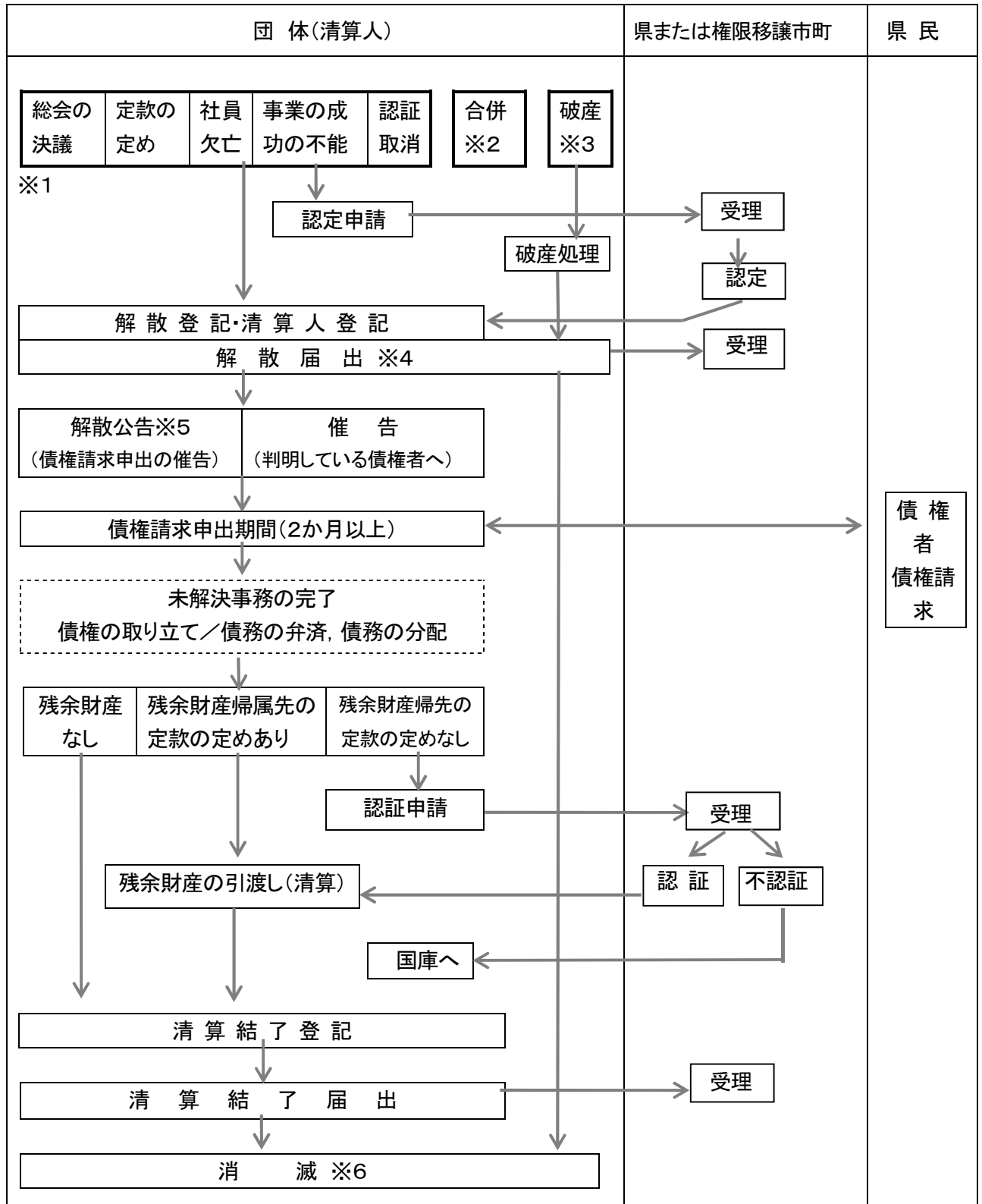
所轄庁に解散届出書を提出する必要がある場合

上記の①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、④社員の欠亡、⑥破産手続開始の決定により解散する場合は、法務局において解散及び清算人就任の登記を行い、その登記事項証明書を添付して、所轄庁に解散届出書を提出する必要があります。

所轄庁に解散認定申請書を提出する必要がある場合

上記(1)の③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁へ解散認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

(2) 解散・清算の流れ



- ※1 解散の決議, 清算人の選任, 残余財産の帰属先の選定 (定款で総会で定めるとしている場合)
- ※2 合併については4-13以降のページを参照してください。
- ※3 破産・・・破産手続開始の決定(裁判所) (破産手続については破産法に規定されています。)
- ※4 認証取消の場合は「清算人就任届出」になります。
- ※5 解散公告・・・官報掲載の義務(法第31条第4項) (官報掲載は有料)
- ※6 清算終了届出が受理された段階で清算手続が終了し, 法人は消滅します。

(3) 解散届出

社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡、破産手続開始の決定により解散する場合は、法務局において解散及び清算人就任の登記を行い、その登記事項証明書を添付して、遅滞なく県または権限移譲市町に解散届出書を提出する必要があります。

解 散 届 出 に 必 要 な 書 類		部数	チェック欄	様式別記載頁
1	解散届出書（第7号様式）	1		4-6
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1		—

第7号様式（第11条関係）

解 散 届 出 書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所 在 地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町〇番〇号
清算人の氏名 鹿児島 一郎
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により当法人を解散したので、同条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散事由
- 2 残余財産の処分方法

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 「第 号」の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。
第1号 社員総会の決議、第2号 定款で定めた解散事由の発生、第4号 社員の欠亡、
第6号 破産手続き開始の決定
- 4 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(4) 解散認定申請

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁へ解散認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、単に法人が「不能である」と考えるだけでなく、当該事業に関する様々な状況を判断して、実質的に成功の見込みが全くなくなっているという客観的な事実を証する書面の添付が必要です。

解散認定申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式記載頁
1	解散認定申請書（第6号様式）	1		4-7
2	事業の成功の不能の事由を証する書面	1		—

第6号様式（第10条関係）

解 散 認 定 申 請 書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により当法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

3 清算

(1) 解散後のNPO法人

- ・ NPO法人は、解散すると直ちに消滅せず、清算という目的の範囲内で、清算の終了に至るまでは、存続するものとみなされます（法第31条の4）。
- ・ 解散後もNPO法人は定款に拘束されます。
- ・ 解散後のNPO法人は、清算を目的としているため、社員総会で新たな事業を起こすような決議をすることはできません。
- ・ 解散後のNPO法人は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督を受けることとなります（法第32条の2）。

(2) 清算人

- ・ 清算人は、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、原則理事（定款で他の定めがあるとき、または他の人を総会で選任した場合は、この限りではない。）となります。

清算人は、現務の終了、債権の取り立て及び債務の弁済、残余財産の引き渡しを行うために必要な一切の行為をすることができます（法第31条の9）。

(3) 清算人の職務

① 現務の終了

清算人は、法人の現在の活動を終了させる方向で業務を行うことができますが、現在の事業を拡大することはできません。

既に締結されている契約（義務）を遂行するために新たな契約を締結することはできませんが、業務を拡大するために新たな資材を購入するなどのことはできません。

② 債権の取立て及び債務の弁済

ア 清算人は、法人に債権があればとりたて、債務があれば弁済します。

イ 解散した後遅滞なく、官報及び定款に定める方法により、債権者に対して債権行使の請求を申し出るよう催告する公告を行い、わかっている債権者には、個別に催告します（法第31条の10第1項）。

この公告は、解散後、遅滞なく官報及び定款で定めた方法によって行わなければなりません（債権の申出をする期間は2月以上）（法第31条の10第4項）。

（注）定款において、公告の方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）、②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第31条の12第4項）については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

官報掲載についてのお問い合わせ先

官報販売所（鹿児島市郡元3丁目1番地9，TEL099-285-0015）

この結果として、債権が超過していれば残余財産が確定します。債務が超過している場合には、裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません。そして、裁

判所により破産手続開始の決定が行われ、選任された破産管財人に事務を引き渡すと清算人の任務は終了します。

③ 残余財産の引渡し

清算（債権・債務を整理した結果）により残余財産が生じた場合は、これを第三者に譲渡しなければなりません。

ア 定款に残余財産の帰属先が記載されている場合

解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができます。

イ 定款に残余財産の帰属先が定められていない場合

清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国や地方公共団体に譲渡します。

※残余財産譲渡認証申請書（第9号様式）

（注1） NPO法人の場合は、社員（表決権をもつ者）が法人の財産について、出資金のような持分をもたないため、社員等の構成員に配分することはできません。

（注2） 残余財産の帰属先は、法第11条第3項に掲げる者（下記）のうちから選定されるようにしなければなりません。

- | |
|--|
| 1 他の特定非営利活動法人 |
| 2 国又は地方公共団体 |
| 3 公益社団法人又は公益財団法人 |
| 4 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人 |
| 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人 |
| 6 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人 |

④ ①～③に付帯する必要な事務（官公庁への届出・申請等）

（4）法人の消滅

清算人は、残余財産の引継ぎが完了したとき「清算終了の登記」を行い、所轄庁に「清算終了届出書（第10号様式）」を提出します。清算終了の登記が終了することによって法人は消滅します。

※「解散・清算の流れ」は、この手引きの4－5ページをご参照ください。

(5) 清算人就任届出

清算人就任届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	清算人就任届出書(第8号様式)	1		4-10
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1		—

第8号様式(第12条関係)

清算人就任届出書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町〇番〇号
清算人の氏名 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算人が就任した年月日 令和〇年〇月〇日

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。
- 4 この様式は、清算人の交代、清算人の追加等の理由により清算中に就任した清算人についてのものであります。

(6) 残余財産譲渡認証申請

残余財産譲渡認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	残余財産譲渡認証申請書 (第9号様式)	1		4-11

第9号様式 (第13条関係)

残余財産譲渡認証申請書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町〇番〇号
清算人の氏名 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

当法人の解散による残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 譲渡する残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 残余財産を複数の者に譲渡する場合には、「残余財産の譲渡を受ける者」に、それぞれに譲渡する財産に括弧を付して併記すること。

(7) 清算終了届出

清算終了届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式記載頁
1	清算終了届出書 (第10号様式)	1		4-12
2	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1		—

第10号様式 (第14条関係)

清算終了届出書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町〇番〇号
清算人の氏名 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

特定非営利活動法人〇〇〇〇の清算を結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算結了年月日 年 月 日

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

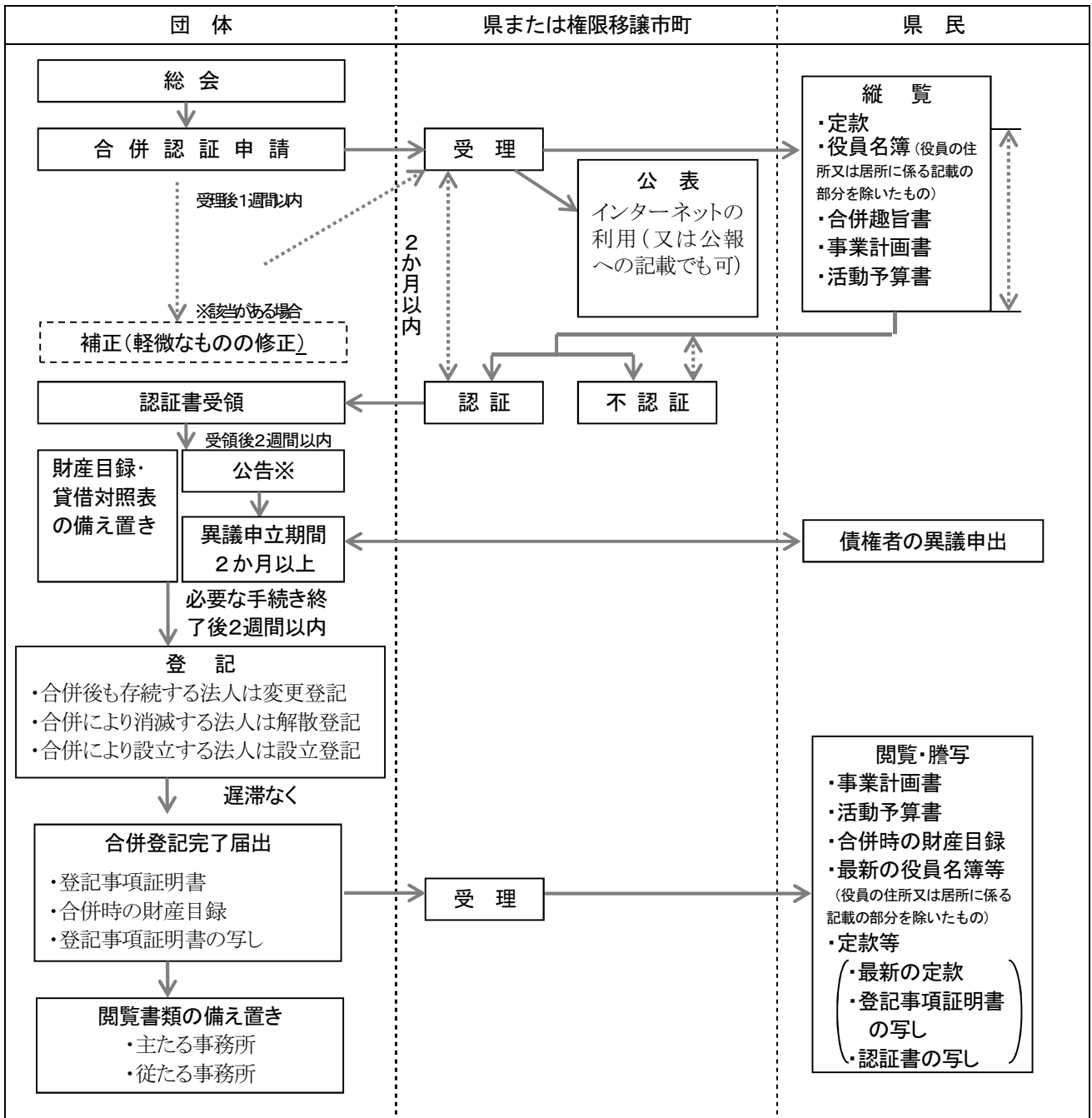
4 合併

NPO法人は他のNPO法人と合併することができます。その場合、所轄庁に合併認証申請書を提出し、認証を得る必要があります。

法人は、合併の認証の通知があった日から2週間以内に、財産目録、貸借対照表を作成して事務所に備え置くとともに、官報及び定款に定める方法により、異議のある債権者に対して申し出るよう公告を行う必要があります（債権者からの異議申出期間は2か月以上必要です。）。

合併は登記により効力を発生しますので、合併後存続する法人の主たる事務所の所在地において登記を行う必要があります。登記が完了したら、所轄庁に合併登記完了届出書（第11号様式の2）を提出する必要があります。

(1) 合併の流れ



(2) 合併認証申請

○申請書類

合併認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	合併認証申請書 (第11号様式)	1		4-15
2	合併の議決をした社員総会議事録の謄本	1		—
3	定款	2		—
4	役員名簿(各役員の氏名, 住所及び役員報酬の有無を記載した名簿)	2		2-25
5	各役員 of 就任承諾及び誓約書謄本	1		2-26
6	各役員 of 住所又は居所を証する書面 (住民票抄本等)	1		—
7	社員名簿 (社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)	1		—
8	確認書 (法第2条第2項第2号及び第12条第1号第3号に該当することを確認したことを示す書面)	1		2-29
9	合併趣旨書	2		—
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2		—
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2		—

設立時の様式を参考にしてください。

○補正について

合併認証申請書提出後, 申請した書類について不備があるときは, その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り, 補正をすることができます。(申請書を受理した日から1週間を経過するまでの間に限ります。

補正書に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	補正書 (第1号様式の2)	1		4-16
2	補正を行う書類	※		

※ 2の補正を行う書類の提出部数は, 合併認証申請書提出時と同じ部数です。

合 併 認 証 申 請 書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所 在 地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

所 在 地 鹿児島市山下町〇番〇号
名 称 特定非営利活動法人△△△△△
代表者の氏名 理事長 薩摩 二郎
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

特定非営利活動法人を合併することについて、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の番地まで記載すること。

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

所在地 鹿児島市山下町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人△△△△△
代表者の氏名 理事長 薩摩 二郎
電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

補 正 書

令和 〇 年 〇 月 〇 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正する申請書又は添付書類の名称
- 2 補正の内容

補正後	申請段階
第〇条 〇〇〇……	第〇条 △△△△△……

- 3 補正の理由
補正する理由を記載すること。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。
- 3 [補正する書類の種類]には、申請書の名称（「合併認証申請書」）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「合併認証申請書に添付する法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 4 「補正の内容」は、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること（別紙可）。
- 5 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
 - ①補正後の定款
 - ②補正後の役員名簿（各役員の氏名、住所及び役員報酬の有無を記載した名簿）
 - ③補正後の合併趣旨書
 - ④補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑤補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(3) 合併登記完了届出

合併登記完了届に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	合併登記完了届出書(第11号様式の2)	1		4-17
2	登記事項証明書	1		—
3	登記事項証明書の写し	1		—
4	合併の時の財産目録	2		—

第11号様式の2(第16条関係)

合併登記完了届出書

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

合併の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は、市町長宛とすること。